

2

スクール・セクハラ

この冊子における「スクール・セクハラ」とは、

- (1) 学校において
- (2) 教職員が、児童・生徒や関係者を
- (3) 不快にさせる性的な言動を行うこと をいいます。

(1) 「学校」とは

学校教育が行われる場所すべてをいい、校外であっても社会見学、修学旅行の場所や部活動の遠征場所等も含まれます。

また、教職員の勤務時間外であっても、PTAの懇親会のように、実質上、職務の延長とみなされる場合は、その場所も含まれます。

(2) 「関係者」とは

児童・生徒の保護者や卒業生、教育実習生等、教職員が職務上関係する人をいいます。

(3) 「性的な言動」とは

性的な関心・欲求に基づく相手を不快にする言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づいて相手を不快にする言動も含まれます。

① 発言（例）

- ・ 性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、性的な噂の流布、性的な体験や容姿などの身体的特徴について話す・聞く 等
- ・ 「女（男）にはまかせられない」「男（女）のくせにだらしない」 等

② 行為（例）

- ・ ノードポスターやわいせつな図画・写真の掲示、性的関係の強要、身体への不必要な接触・凝視、執拗な電話や電子メールの送付 等
- ・ 女子だけに掃除や片付けを割り当てる、男子だけに力仕事を割り当てる、会長は男子・副会長は女子と決めつけて割り当てる、女子に手づくりケーキを要求する 等

